

川崎市業務委託契約に係る最低制限価格取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、川崎市契約規則第14条の2の規定に基づき入札執行する業務委託契約に係る最低制限価格の設定について、必要な事項を定めるものとする。

(対象契約)

第2条 最低制限価格を設定する契約は、原則として、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される契約、及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2の規定に基づき、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした者のうち、価格その他の条件が市にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者と決定する一般競争入札による契約を除く競争入札に付する次の業務委託契約とする。

- (1) 建設コンサルタント業務
- (2) 地質調査業務
- (3) 測量業務
- (4) 補償コンサルタント業務
- (5) 建物清掃等業務
- (6) 屋外清掃業務
- (7) 建築設計業務
- (8) 設備設計業務
- (9) 警備業務（機械警備業務を除く。）
- (10) 樹木剪定等業務
- (11) 調査・測定業務（環境アセスメント業務及び計量証明業務に限る。）
- (12) 前各号に掲げるもののほか、財政局長が必要と認める業務

(最低制限価格の算出方法)

第3条 最低制限価格は、次の各号に定める額とする。

- (1) 建設コンサルタント業務、地質調査業務、測量業務、補償コンサルタント業務、建物清掃等業務、屋外清掃業務、建築設計業務、設備設計業務、警備業務（機械警備業務を除く。）、樹木剪定等業務及び調査・測定業務（環境アセスメント業務及び計量証明業務に限る。）

予定価格に10分の8を乗じて得た額

- (2) 前号のほか、財政局長が必要と認める業務

予定価格の3分の2を下らない範囲内で定めた額

(その他)

第4条 この要綱に定めるもののほか、最低制限価格の取扱いに関し必要な事項は、財政局長が別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成29年1月1日から施行し、平成29年4月1日以降に契約締結する案件から適用するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年9月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の要綱の規定は、この要綱の施行の日前に公告その他の契約の申込みの誘引を行った契約で同日以後に締結されるものについては、適用しない。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の要綱の規定は、この要綱の施行の日前に公告その他の契約の申込みの誘引を行った契約で同日以後に締結されるものについては、適用しない。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の要綱の規定は、この要綱の施行の日前に公告その他の契約の申込みの誘引を行った契約で同日以後に締結されるものについては、適用しない。

業務委託契約に係る最低制限価格設定運用指針

この運用指針は、川崎市業務委託契約に係る最低制限価格取扱要綱（以下「要綱」という。）に定める事項について、その運用を定めるものとする。

1 対象契約（要綱第2条関係）

（1）最低制限価格の設定は、次の業種等で発注する契約を対象とする。

- ① 業種「建設コンサルタント」（要綱第2条第1号）
- ② 業種「地質調査」（要綱第2条第2号）
- ③ 業種「測量」（要綱第2条第3号）
- ④ 業種「補償コンサルタント」（要綱第2条第4号）
- ⑤ 業種「建物清掃等」（要綱第2条第5号）
- ⑥ 業種「屋外清掃」（要綱第2条第6号）
- ⑦ 業種「建築設計」（要綱第2条第7号）
- ⑧ 業種「設備設計」（要綱第2条第8号）
- ⑨ 業種「警備」（種目「機械警備」を除く。）（要綱第2条第9号）
- ⑩ 業種「樹木管理」（要綱第2条第10号）
- ⑪ 業種「調査・測定」種目「環境アセスメント」及び「計量証明」（要綱第2条第11号）
- ⑫ 上記のほか、著しい低価格により契約した場合に業務の適正な履行が確保されないおそれがある等により、当該業務委託契約を所管する局・室・区長からの申し出を受け、財政局長が特に必要と認める契約（要綱第2条第12号）

2 周知方法（要綱第2条関係）

- （1）最低制限価格設定案件の当否については、一般競争入札案件は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」（以下「入札情報かわさき」という。）の入札公表詳細において公表するものとし、指名競争入札案件は、指名通知書に記載するものとする。ただし、上記の方法が困難な場合には、文書により周知するものとする。
- （2）最低制限価格の設定額については、落札者決定後、入札情報かわさきの落札結果詳細において公表するものとする。ただし、上記の方法が困難な場合には、口頭または文書により入札参加者に周知するものとする。

附 則

（施行期日）

この運用指針は、平成29年1月1日から施行し、平成29年4月1日以降に契約締結する案件から適用するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この運用指針は、平成29年9月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の運用指針の規定は、この運用指針の施行の日前に公告その他の契約の申込みの誘引を行った契約で同日以後に締結されるものについては、適用しない。

附 則

(施行期日)

1 この運用指針は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の運用指針の規定は、この運用指針の施行の日前に公告その他の契約の申込みの誘引を行った契約で同日以後に締結されるものについては、適用しない。

附 則

(施行期日)

1 この運用指針は、令和2年12月1日から施行する。

(経過措置)

2 この運用指針は、令和3年4月1日以降に契約締結する案件から適用するものとし、令和3年3月31日までに契約締結する案件については、なお従前の例による。